

研究助成「加多乃賞」交付規定

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本規定は一般財団法人加多乃会及び関西医科大学同窓会がその創立50周年を記念して設立した研究助成事業「加多乃賞」を交付するために定めた規定である

(財 源)

第2条 本賞の財源としては一般財団法人加多乃会の資金及び同窓会50周年記念資金をあてる

(交付対象・交付金)

第3条 優秀な研究業績を期待される個人または団体を対象として 年間6件以内1件50万円を交付する

第二章 交 付 手 続

(交付申込)

第4条 本賞の交付を希望する者は 一般財団法人加多乃会所定の申込書に必要事項を記入し主要論文1編及び関連論文2編以内を添えて毎年3月31日迄に一般財団法人加多乃会事務室に提出する

第三章 審 査

(審査員の構成)

第5条 審査員は一般財団法人加多乃会代表理事 加多乃会理事会で定めた加多乃賞審査員1名 学術担当理事7名 同窓会会長及び関西医科大学学長をもって構成する

(審査員11名)

(審査会の開催)

第6条 毎年4月に審査会を開催し応募研究課題について審査を行う

(審査会の成立)

第7条 審査会は審査員の3分の2以上の出席をもって成立する

(審査会の議長)

第8条 議長は審査会に出席した審査員の過半数の決定により定める

(審査会の議決)

第9条 議決は出席審査員の投票により決定する ただしやむをえない事情により欠席する委員はその欠席理由を明らかにし 郵送による投票をすることができる

第四章 交付後の管理

(交付金の使途ならびに研究成果の報告)

第10条 本賞の交付を受けた者は研究成果の概要を原則として交付年度の一般財団法人加多乃会が指定する会席上にて報告する。所定の実績報告書は交付翌年の5月末日までに一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 本賞の交付を受けたのち研究遂行が不能になった時は交付金を返還しなければならない。

第五章 その他

(本規定の変更)

第12条 本規定の変更は理事会で理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

付 則 本規定は昭和59年3月3日から施行する

一部改正 平成 3年 9月 7日

一部改正 平成 6年 2月 5日

一部改正 平成 9年 1月11日

一部改正 平成11年 1月 9日

一部改正 平成12年12月 2日

一部改正 平成13年12月 1日

一部改正 平成15年12月 6日

一部改正 平成16年10月 2日

一部改正 平成19年12月 1日

一部改正 平成20年12月 6日

一部改正 平成22年 4月 3日

一部改正 平成25年12月 7日